

旧小鹿野町地域特産品生産センター利活用事業募集要項

1 趣旨

小鹿野町（以下「町」という。）では、旧小鹿野町地域特産品生産センターを有効に利活用して、地域振興や活性化が期待できる事業の展開に意欲のある事業者等を募集します。

2 旧小鹿野町地域特産品生産センターの位置

本施設は、小鹿野町中心市街地の西部、両神地域内に位置しています。小鹿野町役場小鹿野庁舎から約 4.5km（車で約 10 分）の距離にあり、県道 37 号皆野両神荒川線を両神方面へ進み、町道 12 号を経由してアクセスできます。

3 事業提案の諸条件

(1) 応募資格

応募者は、次に掲げる資格基準を満たす個人・団体又は法人とします。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

ウ 小鹿野町建設工事請負業者等指名停止措置要項に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

エ 国税、都道府県税または市町村税を滞納していないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、または同条第 6 号に規定する暴力団員その他反社会的団体及びその構成員でないこと。また、役員等は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者であること。

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条の規定による観察処分の対象となっている団体、またはその構成員でないこと。

(2) 利用方法

旧小鹿野町地域特産品生産センターの一括利用とします。

(3) 提案事業（提案内容）

次の各号のいずれかに該当する事業とするものです。

ア 産業振興、活性化に資する事業

イ 雇用促進に資する事業

ウ 学術、文化、教育等に資する事業

エ 観光振興に資する事業

オ 福祉向上に資する事業

カ その他、町の地域づくりに資する事業

※専用住宅又は飼養施設としての利用は不可とします。

(4) 法令等の遵守

提案事業の内容によっては、建築基準法、消防法等の関係法令に抵触する場合がありますので、施設整備及び事業運営にあたっては関係する法令等を遵守してください。また、事故発生など緊急時や災害時における利用者の安全確保対策等に十分配慮してください。

(5) 地域への協力等

施設等の改修や事業運営にあたっては、地域住民への説明や連携を行うなどして、良好な信頼関係の構築や周辺の自然及び居住環境等への影響に配慮してください。

(6) 調査・報告等

町は、本契約の履行状況等を確認するため、施設の利用状況等を調査し、また、事業者から必要な報告を求めることができるものとします。

4 施設の概要

(1) 施設名 旧小鹿野町地域特産品生産センター

(2) 閉館した年月日 令和8年3月4日

(3) 建築物の概要

ア 構造：鉄骨造

イ 延床面積：198.74 m²

ウ 用途：地域特産品生産所

エ 建築年（完成年月日）：昭和56年3月

オ 地番：埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄 2755 番地

(4) 設備の概要

ア 水道：屋内水道 20mm ※漏水確認はしておりません。

外水道：使用する場合は、事業者で配管工事を行ってください。

※水道の使用は事業者で開栓申込してください。

イ 下水道：単独浄化槽 5 人槽

ウ ガス：プロパンガス ※事業者で設置してください。

エ 空調：なし

オ 電気：200 ボルト、100 ボルト ※事業者で契約してください。

カ 付属施設備品：別紙 1 参照

※改修に要する費用は、事業者（利用者）負担となります。

5 応募の手順

(1) 募集期間等

期間：令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 8 年 10 月 30 日（金）まで

（土日祝日を除く）

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 現地説明

現地説明の申込は、現地説明申込書（様式第 5 号）により、随時メールで申し込んでください。

Mail : norin@town.ogano.lg.jp

(3) 質問受付

ア 質問方法：別紙質問書（様式第 6 号）に質問事項を記載のうえ、10 月 16 日（金）までに下記の宛先に郵送若しくはメールにて受け付けます。電話又は口頭による質問は受け付けできませんのでご注意ください。

Mail : norin@town.ogano.lg.jp

イ 質問に対する回答の方法：質問に対する回答は、10 月 23 日（金）までに町ホームページで公表します。また、回答の公表をもって、本要項の修正又は追加として、本要項と同様に扱うものとします。

ウ 質問の公表に係る留意事項：質問は原文のまま公表しますので、アイデア保護等の観点から公表に支障のある内容についてはご注意ください。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。郵送の場合には配達日時が確認できる方法とし、事前に郵便提出の旨を町担当まで連絡してください。

提出先：〒368-0192

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野 89 番地

小鹿野町農林振興課 林政担当宛

(5) 提出書類

次に掲げる各書類を 2 部（1 部原本、1 部写し）提出してください。

ア 応募申請書（様式第 1 号）

イ 事業計画書（様式第 2 号）

※詳細の事業計画書等を添付すること。

ウ 代表者及び役員等名簿（様式第 3 号）

※暴力団等を排除するため、必要に応じて埼玉県警察本部（刑事部組織犯罪対策局捜査第四課）に対して行う照会に際して使用することがあります。

エ 確約書（様式第 4 号）

オ 添付書類

(ア) 定款、規約、会則等これらに類する書類の写し

(イ) 納税証明書（前年分）

法人にあっては法人税、個人にあっては住民税並びに固定資産税及び国民健康保険税

(ウ) その他書類

法人の場合は、登記事項証明書又は履歴事項全部事項証明書、直近の決算書
任意団体の場合は、法人に準じて規約や決算書、活動実績書、代表者及び役員等の略歴、代表者の納税証明書（(イ)に準じる）

6 応募に関する留意事項

(1) 提出された応募書類は返却しませんのでご注意ください。また、応募書類を公開する場合がありますが、提案内容以外（氏名等の個人情報）を公表することはありません。

(2) 提出された計画の内容は、募集期間終了後は変更できませんのでご注意ください。

- (3) 応募内容に虚偽の記載があると認められる場合や、応募資格を偽った場合は失格としますのでご注意ください。
- (4) 応募に係る経費は、すべて提出者の負担とさせていただきます。
- (5) 応募書類を提出後に辞退する場合は、任意の様式により辞退届を提出してください。

7 利用候補者（事業者）の選定方法

利用候補者（事業者）を選定するため、小鹿野町空き公共施設利用者選定委員会において、書類審査並びにヒアリング等により選定します。

また、施設の所在する地域住民等に提案内容を提示し、これに対する意見等を求める場合があります。

※選定の結果、3の(3)に規定する事業の提案がない場合、「候補者なし」とする場合もあります。

※選定結果は、応募者全員に通知します。

※利用候補者としての決定を受けられないことにおいて生じる一切の損害や賠償等について、町は一切の責任を負いません。

8 契約・賃料等

利用候補者（事業者）の決定後、必要な事務手続き（事業内容によっては、施設や設備について建築基準法や消防法等の手続きが必要となります）が終了した後に、町は利用候補者（事業者）と利用方法に応じた契約を締結します。

なお、利用者が契約内容に違反した場合や応募資格を満たさなくなった場合は、当該契約を解除します。

(1) 賃貸契約

賃貸額：月額 16,000 円

※土地及び建物の維持管理に要する経費は、原則として利用者の負担とします。

(2) 契約期間

契約開始から4年後の年度末まで（5年以内）とし、町との協議により更新等できるものとします。

※賃貸期間には、提案事業に必要な施設等の改修期間を含むものとします。

※賃貸期間を満了した場合、又は施設等の利用を中止する場合は、原状回復して返還していただきます。ただし、町が認めた場合はこの限りではありません。

(3) 利用者負担となる費用

次の費用は全て利用者の負担とさせていただきます。

ア 賃貸契約に要する費用

イ 提案事業の実施に係る施設の改修や設備に要する費用、及び用途変更に係る費用

※事業内容によっては、町の助成制度の活用が可能になりますのでご相談ください。

※利用者が施設を改修する場合は、事前に町の承認が必要となります。

(4) 移転等の禁止

賃借権の第三者への譲渡又は転貸はできません。ただし、事業内容の範囲において特別な理由があり、事前に町の承諾を受けた場合はこの限りではありません。

9 提出先・問合せ先

〒368-0192 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野 89 番地

小鹿野町農林振興課

TEL : 0494-75-5061

FAX : 0494-75-2819

Mail : norin@town.ogano.lg.jp

別紙 1 旧小鹿野町地域特産品生産センター付属施設備品

	品 名	規 格 等	備 考
1	ルーターマシン	庄田鉄工所 RO-116	昭和 56 年 3 月
2	コーナーロッキング	庄田鉄工所 CL-132	//
3	自動鉋盤	美濃	//
4	手押鉋盤	下平	//
5	軸傾斜横切盤	東海	//
6	超仕上鉋盤	丸仲	//
7	研磨機（マイスター）	丸仲	//
8	ユニバーサルサンダー	長谷川	//
9	昇降盤	横井	//
1 0	木工ミシン	寺西	//
1 1	ポータブルハンドソー	リョーフ	//
1 2	塗装ブース	岩田	//
1 3	コンプレッサー	岩田	//
1 4	ボール盤	中根	//
1 5	卓上型オールマイティロクロ	シンポ	//
1 6	木工用施盤往復台付	藤久	//
1 7	移動用集塵袋		//
1 8	焼却炉		//

※各設備品については、動作確認は行っておりません。

使用にあたり修繕の必要がある場合は、事業者側で修繕を行い使用してください。